

# 身近なトラブル注意報

「私は絶対にだまされない」という思いこみは禁物です！  
悪質商法の手口を知り、対処法を身につけましょう。



- 事例 1 屋根工事の訪問販売 ..... 2ページ
- 事例 2 還付金詐欺 ..... 3ページ
- 事例 3 光回線サービスの乗り換え勧誘 ..... 4ページ
- 事例 4 家庭用電気マッサージ器でケガ ..... 5ページ
- 消費者を守る! クーリング・オフ制度 ..... 6~7ページ
- 消費生活センターってどんなところ? ..... 8ページ

## 事例 1

# 屋根工事の訪問販売

突然うちに来た作業着の男性に、「お宅の屋根はズれている」「雨漏りするかもしれないからすぐに直したほうがいい」と補修工事をすすめられ、その場で契約書にサインして工事代金の一部を支払った。  
しかし、本当に必要な工事だったのだろうか。



### ひとつこと アドバイス



- 「すぐに修理しないと大変なことになる」などと契約を急がされたり、「火災保険を使えば無料でできる」と勧誘されたりしたら要注意です。
- 決してその場では契約せず、複数の業者から見積もりをとったり、家族や信頼できる人に相談したりするなどして、慎重に検討しましょう。

## 事例 2

# 還付金詐欺

役所の人から約3万円の還付金があると連絡があった。携帯電話を持ってスーパーのATMに行き、指示された番号に電話し、言われるがままにATMを操作した。還付金が振り込まれたと思い口座残高を確認したところ、約100万円を他人の口座に振り込んでいた。



★電話のほか、メールやSMSにより連絡をしてくるケースもあります。

### ひとこと アドバイス

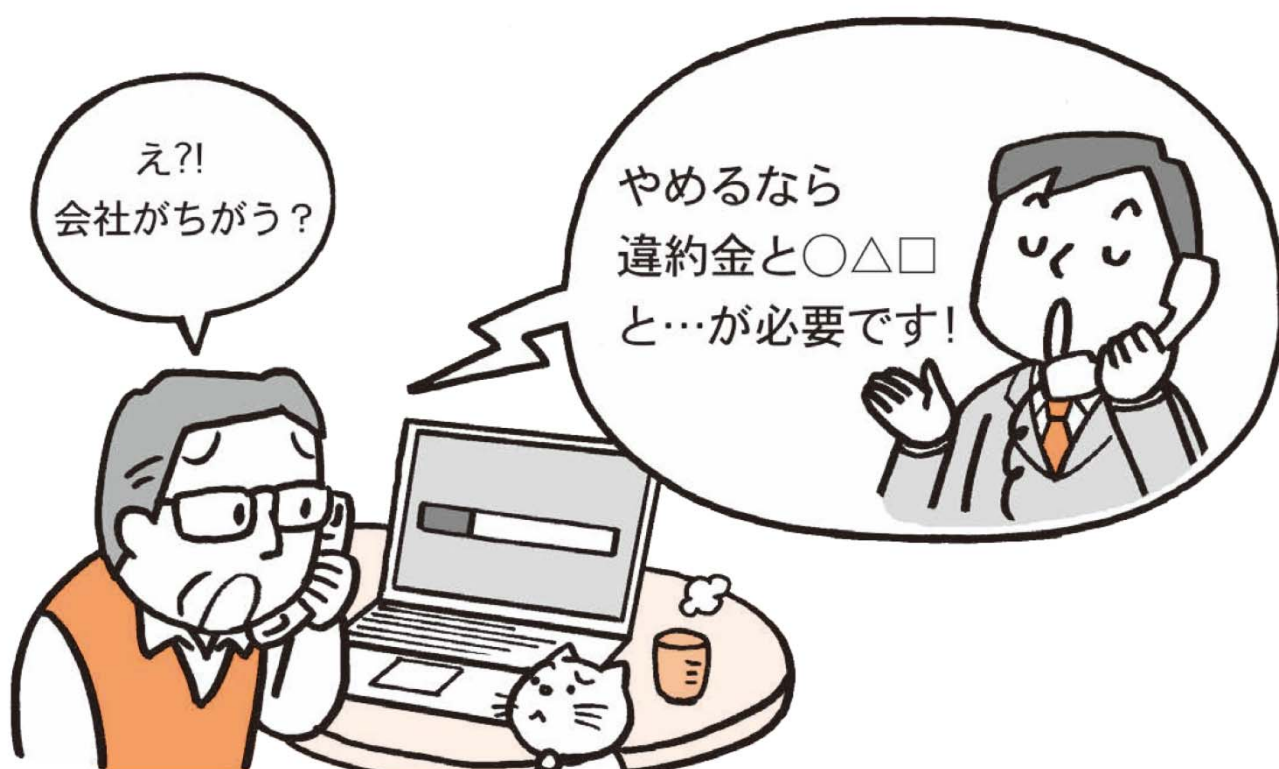


- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話は詐欺です。役所や金融機関の職員が、還付金等の受け取りのためにATMの操作を行うように連絡することは絶対にありません。そのまま電話を切ってください。
- 税金や医療費の還付金等に心当たりがある場合は、必ず役所の担当部署に電話をかけて確認しましょう。
- 不審な電話があったら、すぐに家族など、周囲に相談してください。

### 事例 3

## 光回線サービスの乗り換え勧誘

契約中の大手電話会社を名乗る業者から「ネットが安くなり、高速になる」と電話で勧誘され、光回線のプラン変更だと思い、何かの番号を取得して契約したが、別業者との契約に変更されていたことがわかった。ネットの速度は遅くなり、料金も安くならなかったため解約を申し出たところ、約7万円が必要と言われた。違約金等を払わず、元に戻して欲しい。



### ひとつ アドバイス



- 必ず契約する業者名、サービス名、費用等を確認しましょう。NTT東日本、NTT西日本(NTT東西)から他の業者に移り換える(転用)場合は、転用承諾番号の取得が必要で、NTT東西との光回線の契約はなくなります。
- 安くなると言われても、他のサービスとのセット契約で今より料金が高くなることもあります。料金などの契約内容を確認し、必要がなければきっぱり断りましょう。

## 事例 4

# 家庭用電気マッサージ器でケガ

- ① マッサージチェアを初期設定のまま 8 日間使用したら、背骨が削れ、入院した。  
(80 歳代)
- ② フットマッサージ器に強く締め付けられ、足が赤く腫れ上がった。  
(80 歳代)
- ③ ベッド型マッサージ器で背骨を痛め、寝返りも打てなくなった。  
(60 歳代)



### ひとこと アドバイス



- 使用が禁止されている疾病があります。購入時や使用前にはメーカーや販売店、医師に確認しましょう。
- 異常や危険を感じたらすぐ止められるよう、リモコンを近くに置き、また、操作方法を理解しておきましょう。
- 安全のため、「弱」の強さから使用を始めましょう。
- カバーの破れなど、外観に異常がないか点検しましょう。

消費者を  
守る!

# クーリング・オフ制度



## ● クーリング・オフとは?

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引で契約をした場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解消できる制度です。

## ● 対象となる取引と期間

対象となる取引と期間は、特定商取引法やその他の法令等によって定められています。(7ページ参照)  
訪問販売の場合、契約書を受け取ってから8日間です。

## ● 手続きの方法

クーリング・オフは、販売業者に対し書面で通知します。

- ① 7ページの記入例を参考に、はがきに書いて、両面をコピーします。
- ② 「特定記録郵便」または「簡易書留」などで送ります。
- ③ はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証と一緒に保管しておきましょう。

\*支払った代金は全額返金してもらい、受け取った商品は販売業者に引き取るように伝えます。  
商品の引き取り費用は販売業者の負担です。

\*クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。

クーリング・オフができるかどうか、書き方・  
手続き方法が分からないときは、すぐにお住  
まいの自治体の消費生活センター等へご相  
談ください。



## クーリング・オフができる取引と期間(特定商取引法)

訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス含む	8日間
電話勧誘販売	電話をかけさせられた場合も含む	8日間
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療*	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワークビジネスともいう	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法など	20日間
訪問購入	貴金属などを事業者が買い取る取引	8日間

※脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

- ★ 期間が過ぎてしまっても、また上記以外の取引でもその他の法令等によりクーリング・オフができる場合があります。まずはご相談ください。
- ★ 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事業者が返品に関する特約を設けている場合はそれに従い、特約がない場合は商品を受け取った日から数えて8日以内であれば、返品できます(返品費用は購入者負担)。

## クーリング・オフ通知の記入例

はがき 表面

	□□□□□□□□
○○県○○市○○町 ○丁目○番○号  株式会社×××× 代表取締役△△△△ 様	

はがき 裏面

通知書	
次の契約を解除します。	
契約年月日	○○年○月○日
商品名	○○○○○
契約金額	○○○○○○○円
販売業者	株式会社×××× □□営業所
担当者	△△△△△△
支払った代金○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。	
○○年○月○日	
○○県○市○町○丁目○番○号	
氏名 ○○○○○○	

- ★ クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。

# 消費生活センターって どんなところ？



地方公共団体が運営する、消費者のための相談業務等を行う機関です。役所の中にあるほか、住民が立ち寄りやすい駅近くの施設に入っている場合もあります。

消費生活に関する相談を電話などで受け付け、問題解決のためのアドバイスやあっせんを行うほか、消費者被害を防止するための啓発活動なども行っています。

相談は無料、秘密は厳守します。一人で悩まずに、お住まいの自治体の消費生活センターなどを気軽にご利用ください。

おかしいな？

困ったな

と思ったら…

消費者ホットライン 

**188** (いやや!) \*局番なし

日本全国お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

\*ホットラインが利用できない方には、各自治体の相談窓口で来所相談等を行っている場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村におたずねください。

お住まいの近くの相談窓口(その他、メモ欄としてお使いください)

相楽消費生活センター

(0774) 72-9955

fax. (0774) 72-9933



ちょっと待って、  
その契約!!

- 相談日/月曜日～金曜日(祝、休日、年末年始を除く)
- 相談時間/午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地/木津川市木津上戸15番地 相楽会館内